

令和4年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省R4-11)

別紙1

施策名	目標3-5 ダイオキシン類・農薬対策				担当部局名	水・大気環境局 総務課 農薬環境管理室	作成責任者名 (※記入は任意)	福島健彦(総務課長) 伊澤航(農薬環境管理室長)					
施策の概要	ダイオキシン類について、排出総量を削減し、環境基準の達成率をできる限り100%に近づける。また、農薬について、農薬の使用に伴い水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないよう魚類等の毒性試験データに基づき、速やかに水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を設定する。				政策体系上の位置付け	3. 大気・水・土壌環境等の保全							
達成すべき目標	ダイオキシン類について、我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画に基づき、全ての地点で環境基準を達成する。 新たに登録申請があった農薬含め水産基準が未設定である農薬について、リスク評価を行い、必要な農薬について水産基準を設定する。				目標設定の考え方・根拠	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく環境基準 ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画(平成24年8月) 環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)	政策評価実施予定時期	令和5年8月					
測定指標	基準値	基準年度	目標値	目標年度	年度ごとの目標値 年度ごとの実績値							測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
					R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度		
1	ダイオキシン類排出総量 (g-TEQ/年)	-	-	176	-	176	176	176	176	176	176	176	ダイオキシン類対策特別措置法に基づく国の削減計画に定められる目標値(※)の達成状況は対策の効果把握するのに適した数値であるため、測定指標として選定した。 (※当面の間、改善した環境を悪化させないことを原則に、可能な限り排出量を削減する努力を継続する(削減目標量:176g-TEQ/年))
2	ダイオキシン類に係る環境基準達成率(%)	100%	-	-	-	ダイオキシン類対策特別措置法第7条に基づく環境基準は、「人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準」として定められたものであり、その達成率は、人の健康の保護と生活環境の保全を図るうえで、ダイオキシン類による汚染の状況を最も的確に把握できる数値であるため、測定指標として選定した。							
3	水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準の設定及び設定不要と評価した農薬数(累計)	基準	基準年度	目標	目標年度	施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)							測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠
						R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	
		-	-	601	R4年度	569	594	597	601	-	-	農薬取締法に基づき、最新の科学的な知見等に基づく農薬のリスク評価を適切に行い、水域の生活環境動植物の被害防止に係る農薬登録基準(水産基準)を迅速かつ的確に設定することにより、農薬の生態系へのリスク低減に資することができるため、水産基準の設定及び設定不要と評価した農薬有効成分数を測定指標として設定した。	
達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額) (百万円)				当初予算額 (百万円)	関連する 指標	達成手段の概要等					行政事業レビュー 事業番号	
	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度									
(1) 策費 (平成12年度)	44	23	23	22	1,2	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)					0140		
(2) 農薬登録基準等設定費 (平成17年度)	118	121	143	171	3	令和4年度行政事業レビューページURL(https://www.env.go.jp/guide/budget/review/2022/index.html)					0139		
施策の予算額・執行額	162 (150)	144 (105)	166 (156)	193	施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)	第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)							